

太田市農業振興 P R 事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多くの市民に地元農業と地場産農畜産物の信頼と理解を高め、もって地域農業の活性化を図ることを目的に、市内に所在する農業協同組合（以下「組合」という。）が実施する農畜産物の展示即売会並びに宣伝及び広告活動等の事業（以下「農業振興 P R 事業」という。）に要する経費の一部に対し予算の範囲内で太田市農業振興 P R 事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、組合が実施する農業振興 P R 事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 原材料費
- (2) 燃料費
- (3) 保険料
- (4) 備品購入費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 印刷製本費
- (7) 消耗品費
- (8) 委託費
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象経費の総額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた組合は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた組合については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。ただし、第2条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に1号を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。